

○更新時講習の実施に関する規程

(昭和 61 年 3 月 26 日公安委員会規程第 1 号)

改正 平成 2 年 7 月 18 日公安委員会規程第 1 号 平成 8 年 2 月 29 日公安委員会規程第 1 号
平成 11 年 10 月 27 日公安委員会規程第 2 号 平成 14 年 5 月 23 日公安委員会規程第 4 号
平成 18 年 3 月 16 日公安委員会規程第 1 号 平成 18 年 5 月 22 日公安委員会規程第 13 号
平成 23 年 10 月 6 日公安委員会規程第 1 号 平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 9 号
平成 27 年 5 月 28 日公安委員会規程第 5 号 令和 7 年 3 月 13 日公安委員会規程第 1 号

更新時講習の実施に関する規程を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に定める講習(以下「更新時講習」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(講習の区分)

第 2 条 更新時講習並びに特定失効者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「特定失効者」をいう。以下同じ。)及び特定取消処分者(法第 97 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する「特定取消処分者」をいう。以下同じ。)のうち免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の者以外の者に対する講習の区分は、次のとおりとする。

- (1) 優良運転者講習(道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。)第 38 条第 11 項第 1 号の表の第 1 欄(以下「第 1 欄」という。)の 1 の項に規定する講習をいう。以下同じ。)
- (2) 一般運転者講習(第 1 欄の 2 の項に規定する講習をいう。以下同じ。)
- (3) 違反運転者講習(第 1 欄の 3 の項に規定する講習をいう。以下同じ。)
- (4) 初回更新者講習(第 1 欄の 4 の項に規定する講習をいう。以下同じ。)

(講習の区分ごとの受講対象者)

第 3 条 更新時講習の区分ごとの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 優良運転者講習

更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が 5 年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為(法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。)別表第 2 の 1 の表の上欄に掲げるものをいう。)又は施行令別表第 4 若しくは別表第 5 に掲げる行為(以下「違反行為等」という。)をしなかつたもの

ア 法第 101 条第 6 項の規定により免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の更新を受けようとする者

更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下「特定誕生日」という。)の 40 日前の日前 5 年間

イ 法第 101 条の 2 第 4 項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

法第 101 条の 2 第 3 項の規定による適性検査を受けた日前 5 年間(特定誕生日の 40 日前の日以降であるときは、特定誕生日の 40 日前の日前 5 年間)

ウ 特別失効者（法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者をいう。第 3 号及び第 4 号において同じ。）に該当する者として当該効果を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の 40 日前の日前 5 年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ 特別取消処分者（法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考一のイ(4)に規定する特別取消処分者をいう。）に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前 5 年間（当該日が取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の 40 日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の 40 日前の日前 5 年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

(2) 一般運転者講習

ア 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が 5 年以上である者で、前号アからエまで掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為(法第 102 条の 2 に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。)1 回のほか違反行為等をしたことがないもの(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第 72 条第 1 項前段の規定に違反していない者に限る。以下同じ。)

イ 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項に規定する特別特定失効者をいう。以下この号及び第 4 号において同じ。）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 40 日前の日前 5 年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為 1 回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(3) 違反運転者講習

第 1 号アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（特別失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 40 日前の日前 5 年間において、違反行為等をした

ことがあるもの(軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。)

(4) 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が5年未満である者(第2号ウの者を除く。)で、第1号アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者(特別失効者及び特別特定失効者を除く。)で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

(講習の方法)

第4条 講習は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 対面講習

講習指導員が、定時集合方式により受講者の対面で実施する講習

(2) オンライン講習

施行規則第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習

2 前項第2号に規定する講習の受講対象者は、免許情報記録個人番号カードを有し、次に該当するものとする。

(1) 優良運転者講習

法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であつて、更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしなかつたもの

(2) 一般運転者講習

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であつて、更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

イ 前条第2号ウのもの

(対面講習の実施場所)

第5条 対面講習は、次の場所において行うものとする。

(1) 東部地区運転免許センター

(2) 中部地区運転免許センター

(3) 西部地区運転免許センター

(4) 法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を住所地公安委員会以外の公安委員会(以下この号において「経由地公安委員会」という。)を経由して行う

者で、経由地公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、経由地公安委員会が定めた場所

(講習科目に関する基準)

第6条 更新時講習の実施に関する細部的な事項は、鳥取県警察本部長が別に定める。

(講習終了証明書の交付)

第7条 更新時講習終了証明書(以下「終了証明書」という。)の交付は、次により行うものとする。

(1) 更新時講習の終了証明書の交付は、原則として受講者に対する免許証の交付、特定免許情報記録の記録又は免許情報記録の書換えをもつて代えるものとする。

(2) 特定失効者又は特定取消処分者に対し、講習受講日に免許証を交付することができないときは、その者からの申出により終了証明書(様式第1号)を交付するものとする。

(3) 終了証明書を交付したときは、更新時講習終了証明書交付者名簿(様式第2号)に記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。

(指導監督)

第8条 講習の実施に関し、必要な指導監督を行うものとする。

(報告)

第9条 講習実施結果は、毎月鳥取県公安委員会に報告させるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年7月18日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成2年8月1日から施行する。

附 則(平成8年2月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成11年10月27日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成14年5月23日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月22日公安委員会規程第13号)
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成23年10月6日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成23年10月6日から施行する。

附 則(平成26年5月29日公安委員会規程第9号)
この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年5月28日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(令和7年3月13日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和7年3月24日から施行する。

別記様式第1号

更新時講習終了証明書
[別紙参照]

別記様式第2号

更新時講習終了証明書交付者名簿
[別紙参照]